

令和元年8月臨時会

河合町議会会議録

令和元年8月23日 開会

河合町議会

令和元年第2回（8月）河合町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（8月23日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○欠席説明員	4
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○町長のあいさつ	6
○付議事件の一括提案理由の説明	6
○議案第38号の質疑、討論、採決	8
○議案第39号の質疑、討論、採決	8
○議会運営委員会の閉会中の継続調査	21
○閉会の宣告	21
○署名議員	22

河合町告示第20号

令和元年第2回（8月）河合町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和元年 8月20日

河合町長 清原和人

1 期 日 令和元年 8月23日

2 場 所 河合町議会議場

3 付議事件

議案第38号 令和元年度河合町一般会計補正予算について

議案第39号 和解について

令和元年 8 月 23 日（月曜日）

（ 第 1 号 ）

令和元年第3回（9月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和元年8月23日（月）午前10時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第38号 令和元年度河合町一般会計補正予算について
日程第 4 議案第39号 和解について
日程第 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

日程第1に同じ

出席議員（13名）

1番 森 光 祐 介	2番 常 盤 繁 範
3番 梅 野 美智代	4番 佐 藤 利 治
5番 中 山 義 英	6番 坂 本 博 道
7番 長谷川 伸 一	8番 杵 本 光 清
9番 大 西 孝 幸	10番 馬 場 千恵子
11番 岡 田 康 則	12番 西 村 潔
13番 谷 本 昌 弘	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長 清 原 和 人	副 町 長 田 中 敏 彦
教 育 長 竹 林 信 也	企 画 部 長 澤 井 昭 仁
総 務 部 長 福 井 敏 夫	福 祉 部 長 門 口 光 男

住民生活部長	木村光弘	まちづくり 推進部長	堀内伸浩
教育部長	上村欣也	総務部次長	浮島龍幸
総務課長	小野雄一郎	財政課長	上村卓也

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

局長	阪本武司	調整員	松本良一
----	------	-----	------

開会 午前10時30分

◎ 開会の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。本日、告示第20号をもって令和元年第2回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和元年第2回臨時会は成立しましたので開会します。

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杵本光清） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、5番、中山義英議員、6番、坂本博道議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（杵本光清） 日程第2 会期の決定を議題とします。

8月20日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、谷本昌弘議会運営委員長より会期等について報告願います。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本委員長。

○13番（谷本昌弘） 去る8月20日、議会運営委員会を開会しましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日8月23日の1日といたします。

本日の議事日程につきましては、議案第38号、第39号の2議案、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査を一括上程し逐条審議いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（杵本光清） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日1日限りといたします。

◎町長のあいさつ

○議長（杵本光清） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 町長。

（町長 清原和人 登壇）

○町長（清原和人） 本日、第2回臨時会を招集致しましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。本日は、議案第38号と議案第39号の2議案を提出させていただいております。

後ほど副町長の方から議案説明を致します。皆様方には慎重審議いただきまして御決定を賜りますことをお願い申し上げます。招集のあいさつとさせていただきます。よろしく願い致します。ありがとうございました。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（杵本光清） それでは、理事者の方より議案第38号、第39号について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（田中敏彦） はい、議長。

○議長（杵本光清） はい、副町長。

（副町長 田中敏彦 登壇）

○副町長（田中敏彦） それでは、議長のお許しを得ましたので令和元年第2回臨時会本会議の提出議案につきましてご説明を申し上げます。

本日ご説明申し上げます議案は、議案第38号及び議案第39号の2議案でございます。

この度の議案につきましては、本町に対しまして寄付金返還請求がございました。それに対する和解、地方自治法の規定によりまして議会の議決を求め、併せて、支払うべき金額につきまして一般会計補正予算を提出させていただくものでございます。

それではまず議案第38号 令和元年度河合町一般会計補正予算についてでございます。第1条「歳入歳出予算の補正」で、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4,872万5,000円を追加いたしまして、予算総額を65億9,012万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明を致します。8ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費でございますが、この度の和解によりまして遺留分相当額4,872万4,111円の支払い義務が生じますことから、一般管理費の補償、補てん及び賠償金4,872万5,000円を増額するものです。

つづきまして、歳入についてご説明致します。戻りまして6ページをお願いします。

款18繰入金、項1基金繰入金で地域振興基金の繰入金4,872万5,000円を増額するものでございます。

以上によりまして、歳入及び歳出共に4,872万5,000円を増額補正となっております。

議案第39号 和解についてでございます。

このことにつきましては、本町に対する寄付金の返還請求につきまして下記のとおり和解するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 相手方につきましては、記載のとおりでございます。
2. 和解の内容でございますが、(1)河合町（以下「甲」という）は、平成25年5月28日付で受領いたしました1億1,260万円の寄付につきまして、相手方（以下「乙」という）に対して、遺留分侵害額に相当いたします、金4,872万4,111円の支払い義務があることを確認しまして、乙の指定する期日及び方法により支払うものでございます。

(2)甲、乙間には、本件に定めるほか、何らの債権債務関係がないことを相互に確認いたします。以上、提出致されました2議案の説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第3 議案第38号 令和元年度河合町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第38号の採決を行います。

本案を原案のとおり決するすることに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。着席してください。

よって、議案第38号 令和元年度河合町一般会計補正予算については可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第4 議案第39号 和解についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、この和解するという事につきまして意見を述べたいと思います。今回、請求があったという事で結論的には和解という事になりましたけども、今後こういった事もあるであろうと予想される、こういった対応について今後も考えていかなければならないことだと思ってます。寄付金につきましては、ふるさと納税ではどうかとい

う意見もだされていましたが、町内からは認めていないという返事だったと思います。ところがふるさと納税は希望した自治体を選択できる、また住んでいる自治体にもできるという事ですので、自治体にふるさと納税することは禁止されていません。それをまず確認していきたいと思います。奈良市や橿原市又生駒市などで在住してる自治体へのふるさと納税の寄付を受け付けてます。他にもあるとは思いますが、今分かってる時点で3市です。奈良市では5,000円以上の寄付をしてもらった人には全て返礼品をしていました、ところが2019年4月5日受付分から返礼品を取りやめています。それは地方税の改定によるものです。橿原市においてはこの返礼品は贈呈していません。又、生駒市においても返礼品はしていませんが今後新しい仕組み作りとして、ふるさとレガシーギフトに着手しています。河合町においても財産があっても相続する人が少ない、又受取人がいない、年金所得者であるが資産がある。このような状況の方もおられるかと思えます。円満に善意の寄付を寄せてもらう意味でも町内からのふるさと納税やふるさとレガシーギフトなどの研究も進めながら取り組んでいかれたはどうかという事で今後の寄付金についての扱いについてのご意見をお聞きしたいと思います。

○企画部長（澤井昭仁） はい。

○議長（杵本光清） 澤井企画部長。

○企画部長（澤井昭仁） ふるさと納税、税の納付という事になるんですけども、本来税のというのは条例に基づいて町が徴収するものでございます。一つの考え方として町内の方にふるさと納税を受けるという事は税の二重取りという概念も出てきます。そういう事で今まで本町は町に住まれる方のふるさと納税というものについては、取り扱っておりませんでした。一方、先ほどおっしゃっていただいたように、他町ではそういう取り扱いをしているのは承知しております。返礼品は今になりますと、町内のふるさと納税は返礼品をしない。という通達が来ておりますので、何も全然考えてない、将来にわたって町民の方のふるさと納税を考えてないという事ではないんです。今の段階では町民の方のふるさと納税は受付していないという状況ですので、検討の中でそういう事も今後有り得るのかなと。但し、税の二重取りという所については、もっと検討していきたいと考えております。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 税の二重取りという事でためらいがあるような感じですけども、ふるさと納税という表現をしていますけども、この中身を見ますと納税ではなくとふるさ

さと寄付金というように解釈してもいいような内容です。全国的にもそういう形でふるさと寄付金という位置づけでもらってる所もあります。そういったことも含めまして円満に善意の寄付を受付ける寄せていただくという意味で生駒市が着手されてるようなレガシーギフトのような形で寄付金を募るそういった事も検討していかれてはどうかと思いますのでよろしくをお願いします。

○企画部長（澤井昭仁） はい。

○議長（杵本光清） 澤井企画部長。

○企画部長（澤井昭仁） ご意見いただきまして、検討してまいりたいと思います。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 今回の部長の発言の中で税の二重取り。これ僕、意味がもひとつ分からないです。なぜ、ふるさと納税を町内の人がやれば、二重取り。これちょっと説明してください。

○企画部長（澤井昭仁） はい。

○議長（杵本光清） 澤井企画部長。

○企画部長（澤井昭仁） そもそも、ふるさと納税というのは町外の方が違う町に対して税金を納めるというのが基本的な事柄やと思います。私、今二重取りと言うのは、本来税金として町に納めていただくこと。そこへまた、ふるさと納税下さいね。というのが二重取りという考え方になってくる。もう少し進んで言えば例えば、「こういう事を町としてしたい」という事で町民の方も、協力してもらえないですか。という事であれば二重取りという事はないと思うんですけども、漠然と寄付してくださいとか納税して下さいということになれば、二重取りというように考えております。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 私の考え方は全然違いまして、ふるさと納税されると2,000円超える分は税の控除の対象になってくる。河合町の町内の人はふるさと納税ができないとなると、そしてたらそういった方は必ず、他の市町村へされるわけですね。いずれにせよ、河合町としては税は減る。その人から取る分は。だから一つの考え方として、町内の人でも一旦河合町にしてもらうと、河合町の税は減らない。という考え方の発想の方がいいのではないかなと、税

の二重取りというのが私、意味がわかりません。あくまでふるさと納税は寄付であってあれは税でもなんでもなしの話です。ふるさと納税された人は個人の税金、2,000円を超える分が所得税と住民税で控除の対象になる。その方を河合町は町内の方は認めてないということであれば、その方は必ずどこか、良い返礼品がある自治体の方にふるさと納税されます。そうなったら最終的には河合町に入ってくる。ふるさと納税としての収入が減るという事になるので、考え方としては町内の方も、ふるさと納税できるように。先ほど馬場議員が言うておられるのは、29年の4月以降、国の通達で居住地の自治体にやっても返礼品はないよ。でも、ふるさと納税自身はできるよという国の通達があって今まで、自治体の例えば生駒市の中でも市内の人が生駒市に寄付しても、それまで返礼品はやってました。それでも通達以降、令和元年からは返礼品はない、でも寄付は受けるという形なので、河合町としても馬場議員が言われてるとおり善意の寄付はあるので、それをふるさと納税という形で受けていってもいいのかな、それも手法の一つかと思います。以上です。

○議長（杵本光清） 質問ではないですね。

○5番（中山義英） はい。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 今回の事案の事例の中で、本質的に整理したいという事で質問させていただきます。今回寄付金の返還請求と遺留分の損害額、減殺請求が出てきたと、今、寄付金についての話になってくるんですね。まず1つ目の質問なんですけども今回多額の寄付であることから、寄付行為を受けた際にどのような適切な処置が行われてきたのか。適切と意味は色々あると思いますけどね。その中で和解にいたる経緯をあわせて、その内容をまず説明していただきたい。これがまず1点。それから2番目として相続人からの遺留分減殺請求の対象になる、生前贈与については寄付ですね。民法1030条、規定ではまず1つめが相続開始前、1年間の生前贈与は全て遺留分の算定の基礎財産に加算できるという規定がありますね。また、贈与者、すなわち寄付者、受贈者河合町、双方が遺留分を侵害することを知っていた場合に遺留分算定の基礎財産に加算できるというのがあるわけです。1. 2共、これは生前贈与については遺留分請求の対象になるわけですね。今回のケースは1か2どちらに該当するのかについて回答をいただきたいという事ですね。それから3番目ですけども、将来予見できる事として、寄付を受けた後ですね、相続人から遺留分減殺請求を受ける可能性があるわけですね、当然予見できるわけですね。今回4,872万円の支払い財源は地域振興基金を取り

崩し、一般会計へ入れるという手順になってるわけですね。そもそも寄付についてですね、規定が色々問題があると思うんですけども、ここで実務的な質問をさせていただきます。もし、基金に残高がない場合は財源は当然一般会計から行うことになると思いますが寄付を受けたときにそういうリスクがある事を前提に考えてたのか、弁護士と相談はされたと思うんですけども、その辺の問題も回答お願いします。それから今後このような多額の寄付があった場合、課題としてこういう事例を防ぐ方法は果たして、あるのかないのか。今後、寄付を受け入れる際に新たな対応策があるのかどうか。例えば、弁護士立会いの下で民法上、支払いを枉げることはできるのかどうか。できないとすれば、有効な対策は無いと理解するわけですね。そうすると、無い場合は町としてこのような事案を未然に防ぐ方法として、具体的なマニュアルとかを作ってるのかどうかです。寄付を受けるとすると。例えば、億単位の寄付、100万円の寄付、5,000万円の寄付。色々ありますよね。そういう所までマニュアルを作っておかなければ、色々な問題が出てきた時に、ここまでは弁護士さんと相談する。ここまでは担当部署でしていくとか。そういう事が必要になってくるのかどうか。あるいは、民法上できないのであれば、当然町としての対抗策を少なくとも、100%難しくても財源についてはきっちりしとかなないとイケない。基金に入れる。1億2,000万円基金に入れたとしても、全部使えないかもしれないですね、将来。そういう物の見方をやられておるのかどうか。現時点で検討されてる内容、あるいは今後何を検討しないといけないのかについてですね。今回寄付を全額返せてくれて事になったわけですね。ようするに寄付する行為の能力がなかったという話しで相手は言ってくると思うんですけど。そういうのも含めてですね、具体的にマニュアル作りをするとか、基本的な考えを方を作っていく必要がsるのではと私は思うんですけどね。この点について回答をお願いしたいと思います。

○総務課長（小野雄一郎） はい。

○議長（枚本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、ご質問いただきました内容につきまして、順にご解答いたします。まず、1番目にご質問いただきました、寄付の手続きに関する内容ですけども、今回寄付金が非常に高額であるという事で、かなり慎重に弁護士とも複数回相談しております、そしてご本人にも6度以上の面会の上、本当に全額いただいているのか、の話し合いのもとで寄付をいただいております。その中で先方より提示されておりますのが、「この寄付金全額を受けてほしい、一部では駄目だ。」という事で条件を提示されております。よって今回、弁護士と相談のうえ将来、相続がらみの話しになるかもしれないと指摘はあったんです

けども、全額受けるか、全額受けないかという選択肢の中で全額を受けるという判断をさせていただいております。

その次に、寄付金減殺請求の件ですが、民法1030条、今民法改正ありまして条文が1044条に変わっておるんですけども、この中で贈与が相続開始1年前にあったものという規定がございます。今回は贈与が1年以上前にあったものですから、当然この部分は規定は適用されずに、当事者双方が遺留分権利者に侵害を与える事を知ってした贈与として、1年よりも前のものも算定に加えられております。

次に今後、こういう請求があった場合に、今回は基金で対応しておるんですけども、もしいただいた寄付金の部分が他に全てを使っておった場合には、当然一般財源での対応になってくると思います。そして、最後にですがこの後の予防策なんですけども、今、検討しておりますのが、今回のような高額な寄付を高齢の方が今後新たに、資産形成とかの見込みが少ない高齢者の方からいただく際には、想定される法定遺留分を算定しまして、その部分を侵害しないような寄付金額の設定とかそういうったことが、できるのではないかと。今回のケースではできなかったんですけども、今後はできるのではないかと考えております。ただ、そういった金額の設定には当然、寄付をいただく方の資産の状況であるとか、相続人の状況、そういったことを、事細かに教えていただく必要がありますので、あくまで善意の申し出であります寄付金をいただく際に、どこまで細かく調べていいものかというのは、検討を要するのではと考えておるところでございます。以上となります。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 状況、非常によく分かります。問題は相続という難しい過程なんですね。それから相続財産というそのものを、例えば寄付を受ける時にどこまでありますかって聞きにくいですね。寄付者の気持ちを尊重するという点があるので、ただこういう予見できることについては、それなりの準備をしないとイケないですし、特に財源問題になってきますので。豊かな市町村であれば別にかまわないと思いますけど。なかなか5,000万円近いお金を出すという事は非常に気になるわけです。住民としても1億2,000万円もらって5,000万円返すんやという話しになってくるんですね。そこで、寄付する能力があるかどうかという判断で向こうは来てると思うんですけども、これについては一定のルールがあるわけですから、これはきっちりと、アニュアルを作るかどうか分かりませんが、調べる事ができると思うんですね。もう1つは財産の問題はですね、私の事例、過去何回かあるんです。ようするに

親御さんが自分の財産は自分で使いたいから弁護士さんを入れるという事があるわけですね。今回、弁護士さんを入れたとしても、はっきり言うと民法上は規定が無いということやから非常に苦しいという事ですね。という事はあらかじめ、もらう側としてはそれなりの対応をしとかなないといけないという事なのでその点について、具体的にどのようにしていくかについてはもう少し私は規定を作ってもいいのではないかと思うんですね。というのは、やはりこれは時代と共に変わってくるわけですよ。我々のような70代の年代も将来に寄付する立場になる可能性もあるわけですね。その時に十分に理解をしてもらう事が前提なんですけど、なかなか寄付については思いが出てきますんでね。なかなか説明してもどこまで実行していくか難しいと思いますので、それをふまえてマニュアル作りや規定を作るという事は必要となってくると思いますので、この点についてのお考えをもう一回、今後検討するのか、あるいは予想もつかないのでできないのか回答をお願いします。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 今後の対応という事でございます。今回の事例というのは非常に参考になると考えております。これをベースにマニュアル化にするのかあるいは、対応策その都度弁護士とは当然相談させていただきながら進めるのかその辺も含めて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 私の方からも、和解そのものについては今の時点での経緯としてはやむをえないかなと思ってます。今出てますように再発の問題含めてあるので、この間出てる件も含めながら、若干確認しときたいと思います。1つは先ほどの遺留分として双方が認識した場合に、1年超えてても対象になるという事でしたけど、こちら側としては言い分として認識したというのはどの時点かというと今回はどうなのでしょう。向こうの弁護士は当然そういう主張をするんでしょうが、うちの方もそうだと認識を元々してたのか、それとも議論の中でそうなったのかについて1つ確認しておきたいと思います。今後の事にもかかわることでは、色々な教訓になると思うんで検討されると思うんですが、先ほどのふるさと納税、寄付金という扱いだという事もありましたので、これも遺留分の対象として主張されたらどうなるのかとかも多分検討材料になるのかなと思うのが1点です。それから寄付金につ

きまして、今回については大きな額ですけども、それ以外のものも含めてこの間いただいているものが、あるやなしやという事と、それは地域振興基金のところで管理してるのは今回の寄付金だけだったのかということなんです。もし他にあればどういう扱いで管理されているのかという事も確認しておいて、ようするに遺留分侵害について主張された時に、いくら返さないといけないのか、今回は2分の1でしたけどもその後、地域振興基金で置いてても、2分の1は何かのリスクの為に置いておこうかみたいな、自主財源としては全体的にはプラスですけども、そういう事考えれると思いますから、その辺について意見の部分もありますけど先ほどの双方認識したという点でこちら側の認識の問題と寄付の管理の現状について2点を特に確認しておきたいと思います。

○総務課長（小野雄一郎） はい。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 遺留分を侵害する認識があったかなかったか、という事ですけども。今回寄付をいただく際に、先ほど答弁いたしましたとおり、かなり相手方に対して細かな聞き取り調査をしております。当時の担当者の記録等を見てますと、寄付をいただく方に関しましては、1億2,000万円が資産の大半であるというのが分かっております。80代後半で今後、新たに大きな収入が無いという事も分かっております。年金収入だけだと聞き取りで分かっておまして、これはあくまで遺留分を侵害することが認識したととられても仕方がないという弁護士の判断でございます。次にふるさと納税が今回の遺留分の減殺請求の算定に入るのか入らないのかという質問ですが、今回の遺留分減殺請求の算定の贈与にふるさと納税に該当するのかわからないのかというのはこの場では分かりませんので、今後の検討の際に含めて検討進めてまいりたいと考えております。以上です。

○財政課長（上村卓也） はい。

○議長（杵本光清） 財政課長。

○財政課長（上村卓也） 地域振興基金の中の寄付がこれ依頼あるかという事でございますけども、この1件のみでございます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今の関係で、寄付という扱いでいただいた分は他には無いのかという事と、その管理というのは日常どこの科目で管理されているのかという事なんですけども。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 寄付全般についてのご意見だと思います。寄付金としていただいた場合、歳入に計上させていただきます。それは歳出の一般財源にあてさせていただくという形になっております。今回は特別に高額な寄付をいただいた場合につきましては、その年度に全部使い切るとというのが無理な場合もございますし、もったいない場合もありますのでそれは基金に積立して後年度に対応しようとする事で今回は1億2,000万円のうち1億円だけ地域振興基金に積立させていただいたところでございます。

○6番（坂本博道） 答えが少し・・・

○議長（杵本光清） 坂本議員どうぞ。

○6番（坂本博道） 現在、この振興基金以外の寄付ということでいただいた分が残ってるのかということで、いただいた時には雑収入とかで、寄付金収入としてだけで、それは言わば今の、例えば今度決算ですけれども、そんな中に寄付金としていただいた分とか、他のものについてはどこかに入ってることはあるのかということで、こんな大きなものは無いとは思いますが、同じような寄付に対する後の方々が私らは納得していないという事で言われた場合は、その分は管理上どこに残っているのどうかなんですけど。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 今回の寄付金については基金に積ませていただいています。ただ、通常の小額の寄付金につきましては、例えば「何々に使ってください」、「学校の図書を買ってください」とかのボヤッとした条件なんですけどもつけていただいていますので、その使途に使わせていただいています。ですから基金とかでどこに残してるというのは、今回の1億2,600万円の寄付だけでございます。

○11番（岡田康則） はい。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 25年にこの寄付金いただいた、私も鮮明に覚えていまして。良かった、ヤッターと思ったのが私の気持ちです。というのはその当時から河合町の財政は傾き始めてた、というか傾いてたと思うんですよ。それで今回のことなんですけども、返還請求。日本で一番悪い財政の中で返すの私自身つらいというのが気持ちなんです。先ほど小野課長から時系列で説明あったんですけども、議案の説明の時に時系列の説明いただいたら、もっと分かりやすかったのかなと、一応事前には説明聞きましたけども、改めてそういうような事

を聞かせていただければ、議会の中で分かりやすかったのかなと思ったりします。それで和解案なんですけどもお互い弁護士の方同士での話しだったと思うんですけども、これもこの前の説明会で言わせてもらったように、和解に対しての経費ですね、もう一度、どこから出すのか、それがいくらなのかお聞かせ願いますでしょうか。

○総務課長（小野雄一郎） はい。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） ご質問の内容が今回の和解金以外にかかる経費のことだと思えます。現在かかっております経費というのが、元々相談している弁護士が顧問弁護士になるんですけど、その顧問契約の範疇を超えておりますので、着手金として54万円のお金を昨年度お支払いしております。そして、この件が無事に和解に至った場合にいくらかの成功報酬が必要と聞いておるんですけども、その成功報酬の額につきましては、訴訟になるよりは低額でという事で、具体的な金額についてはこの場でお答えできない状況でございます。

○11番（岡田康則） はい。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 54万円とあと成功報酬が発生する。それと今、言うたようにどこの科目から出すのかなというのを後でお聞かせ願います。私自身、せっかくいただいて厳しい財政の中で返すのいややなというのが本音なんです。そこでこのお話しが来たときに、町としては返したくないという気持ちだったのか、しょうがないという事だったのか、どなたか代表で本当は返したくないんやというのがあればお聞かせ願います。だからどこの科目から出すのかですね。それから本音をちょっとお聞かせ願いますでしょうか。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 成功報酬の出し方なんですけども、それにつきましては通常、総務課の一般管理費で対応することになると思えます。それともう1点、町としての考え方なんですけども、この分については和解に至るまでに向こうの弁護士に対して、例えば寄付された方の意思を大事にして学校の整備とかに使ってきたという事も重々言ったうえで、返したくないとははっきり言えませんので、そういう事で使わせていただくことを話したうえで、もう一度、検討して下さい。というので何回かやりとりさせてさせていただいております。以上でございます。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 再確認の為に質疑をします。西村議員と岡田議員の質疑で大体の経緯は理解しました。今回、この事案については6月5日の全議員説明会で今年の2月に法定相続人から返還を求める請求があったと説明してもらいました。2月返還請求後、町の理事者はどのように対処されたか再度、時系列的にご説明下さい。実は今年、統一地方選挙の年で私の勝手な理解ですが、選挙の年の人事異動は部長、次長特に幹部職員の人事移動は例年7月に施行されるものと推察しておりましたが、4月1日付けで全階級の職員の人事異動が行われておりました。その際に関して引継ぎ事項に支障は起こらなかったどうか、こういう事案があったときに。6月5日の説明会の書類では4月4日、本町は請求に一切応じられない旨を文書回答されております。それ以降こちらの顧問弁護士並びに他の弁護士とどのように町側は相談して相手側と交渉していたかもう一度ご説明していただきたい。平成25年5月に1億1,260万円を子ども達の教育に使ってくださいと、寄付をいただいたと当時私も一般住民として議会を傍聴し理解しておりました。寄付いただいた後、お礼は去ることながら寄付者には各年度、使用状況について浄財の用途の内容については、町は寄付者側には報告されていたのでしょうか。こういう点で落ち度はなかったのかもう一度改めてチェックしてください。今回は、高額のお金の寄付です。お金以外にも土地などの不動産等の寄付も毎年あると思います。今後、不動産に対する寄付もこのような事象がおきないように法的対処を今後、町長、副町長、幹部職の方策を練っていただくようにせつにこの点をお願い申し上げます。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 返還請求を受けましてその後の経過についてご説明申し上げます。先ほどおっしゃられましたように2月15日に今回の寄付金の返還に関する内容証明郵便が届いております。そこで書かれておりました対応方針の回答を求めるような内容でした。回答期限が3月8日に切られております。そこで町としましては、同じ2月の翌週に町の顧問弁護士に相談しております。顧問弁護士の相談内容につきましては、これまでもご説明してまいすように主意的請求については返還請求理由にならない可能性が高い。ただ、遺留分については支払いの可能性が、遺留分として認められる範囲では支払いの可能性が高いという事の内容になっております。その後、引き続き同じ2月中にもう一度、顧問弁護士から紹介受け

た弁護士とも相談しておりまして、今後の方針を定めております。ただ、町として回答の期限までになかなか回答書を提出するのが困難であると考えましたので、まずは弁護士を通じて回答期限の申し入れをしております。これが3月7日のことです。そして、先ほどおっしゃられました4月に回答書提出につながります。そして、統一地方選挙がありまして今の弁護士と清原町長が面談されたのが5月23日のこととなります。その後、6月5日に全議員説明会において報告しており弁護士同士の協議により今回の和解案が固まったのが8月2日となっております。これが今回の和解の議案を提案させていただくにいたる経緯となっております。あと、4月の移動を挟んでおってその引継ぎに問題がなかったのかという事なんですけども、その引継ぎを受けたのがまさに私なんですけども、当時の経緯もきっちり説明を受けておりますのでそこに問題はなかったと考えております。あと、いただいた寄付金の使途内容を毎年報告していたのかという事なんですけども、今、していたともしていなかったとも引継ぎ事項には書かれていなかったんですけども、おそらくしていなかったのじゃないかと考えられます。以上となります。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 1点、不動産の寄付ということでございます。不動産につきまして所有権移転登記がございますのでそれをもって返還請求等には対応できるかなと考えております。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 質問させていただきます。顧問弁護士さんに着手金と成功報酬が発生するという話をうかがってたんですけども、その辺の部分を長谷川議員の質問において時系列で説明を受けました。その際に、顧問弁護士さんから紹介を受けた弁護士さんがいらっしゃってその方から意見をいただいてという話を今、伺ったんですけども。前提としまして顧問弁護士の方にまず相談されるのが筋だと思います。しかしながら、顧問弁護士の顧問の範疇を超えているから、着手金が発生して、当然和解という形になりましたら成功報酬が発生するという形になると考えるんですけど、弁護士さんも民法、刑法それぞれ得意分野とする弁護士さんがいらっしゃると思うんですね、その中で一度顧問弁護士の方から紹介を受けてご意見いただいた弁護士さんに一旦移ってるわけですよね、ご意見賜るような形になるわけですよね。そこからまた、顧問弁護士さんに話しが戻りまして、そこから着手金が発

生しているという事は今、河合町で顧問されてる弁護士さんはこの民法上の部分、遺産、相続、また遺留分そういったものに対して専門的といえますか、得意分野というかそういった形の実績を基に町としては依頼した経緯があるのか、また、どちらかと言うと今までの流れ的に一番詳しい先生だからお願いしますという形で話しが進んでいるのか。金額が新たに着手金として発生し、成功報酬が発生する形になりますのでその部分、今後同一案件、似たような同様な案件が発生する場合にはそれぞれの専門分野の弁護士さんをやはりある程度調査した上、もしくは顧問弁護士の方にそういった形のもので専門も得意分野とする弁護士の先生を紹介していただけないかという形のプロセスを経た上で話しを進めていきたいと考えるんですがいかがでしょうか。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 今回の案件につきましては当然顧問弁護士から色々なご意見をいただき、訴えを起こされて以降につきましては顧問弁護士から紹介を受けて民法上詳しい弁護士さんという事で別の弁護士さんに依頼をさせていただいた。今回発生する、着手金とか成功報酬の部分については紹介していただいた弁護士に払うことになるのでよろしくお願ひします。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員、先ほど坂本議員の3度目の発言を認めたのは1度目の答弁に答えてない部分があったからで、中山議員2回発言されてますので、ご遠慮願ひますか。

○5番（中山義英） 議案違うけど、それは関係ないんですか。

○議長（杵本光清） 今回議案39号で先ほど、ふるさと納税のことで。

○5番（中山義英） わかりました。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第39号の採決を行います。

本案を原案のとおり決するすることに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杵本光清） 多数であります。着席願います。

よって、議案第39号 和解については可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（杵本光清） 日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、「議会の運営に関する事項等について」閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（杵本光清）

これで本日の日程はすべて終了しました。

令和元年第2回臨時会は、ただいまをもちまして閉会します。

閉会 午前11時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 中 山 義 英

署 名 議 員 坂 本 博 道